

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年2月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。  
それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。  
本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。さて、熊本県独特の緊急事態宣言が2週間延長されました。一日も早く宣言が解除されますよう、委員の皆様におかれましては引き続き感染防除に取り組んでいただきたいと思います。  
それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。

それでは本総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

会長、よろしくお願いします。

議長            それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、1番の赤木英雄委員と2番の福原幸一委員を、書記に、事務局の安永賢司主任主事を指名いたします。よろしくお願いします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございますが、議案の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局            議案の修正についてご説明いたします。  
議案書の60ページをお開きください。  
農地中間管理機構との貸借になります。  
議案書の61ページをお開きください。

60ページが同じものが2つダブっております。60ページが2つあります。印刷ミスだと思われませんが、60ページが2回印刷されておりますので、全く同じものですので、どちらか1つのページを消してください。

以上です。

議長            初めに、第1号議案、農地法の3条の規定に基づく許可申請、20件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番をお願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、第三者へ贈与のため所有権移転する申請です。申請地には、許可後は水稻、大豆を作付されるとのことです。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果

でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番、3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、ミカンを栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 4番 東哲治委員

4番委員、東です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを

栽培されている農家で、申請地にはイチゴを作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま4番、5番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

6番から8番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番、7番は関連で、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

8番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、サトイモを栽培されている農家で、申請地にはサトイモを作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、6番から8番まで地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

9番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及びナスを作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件について、先の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、10番から11番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

12番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はブドウを作付されており、許可後はブドウを作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、苗木を作付されており、許可後は苗木を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、12番から13番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

19番 緒方一臣委員

19番委員 緒方です。

14番、15番について地区委員会での協議状況について報告いたします。

14番は、所有権移転により兄へ贈与される申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを生産される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

15番は、所有権移転による耕作の便宜上取得される申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを生産される専業農業で、許可後はスイカを作付される予定です。

以上2件、先の地区委員会において協議し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、14番から15番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、16番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

16番から20番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番、17番は関連です。所有権移転により申請地2筆を耕作の便宜上取得される申請であります。譲受人はスイカなどを生産する専業農家で、許可後はネギを作付される予定であります。

18番は、所有権移転により後継者へ贈与される申請であります。譲受人はピーマン、栗などを生産する兼業農家で、許可後におきましても引き続きピーマン、栗などを作付される予定であります。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は柿を生産する兼業農家で、許可後におきましても柿を作付される予定であります。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はカンショを生産する兼業農家で、許可後はカンショを作付される予定であります。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま16番から20番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請43件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、保育園の経営等を行う法人が賃借権設定し、保育所へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農と判断しました。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、企業主導型保育事業所1棟の建築及び駐車場13台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等の転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

3番から11番までは関連で、不動産売買等を営む法人が所有権移転し、地区計画による宅地分譲地に転用する申請です。また、12番は地区計画に伴い所有権移転し、申請地隣接農地への侵入用水路へ転用する申請です。3番から12番につきましては、申請後開発指導課との協議の中で、地区計画内容のさらなる調整が必要となり、提出書類等に時間を要することから、継続審議が妥当と判断いたしました。

以上12件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、1番、2番につきましては、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。また、3番から12番につきましては、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番から12番まで、地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、1番と2番につきましては申請どおり許可することに決定いたします。また、3番から12番については継続審議といたします。

続きまして、13番。

5番 眞鍋宣孝委員



5番委員、眞鍋です。

13番から15番までにつきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、不動産賃貸業を営む法人が賃借権を設定し、共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内で500m以内に医療施設が2つある第3種農地と判断いたしました。土地利用計画は、共同住宅5棟の建築及び駐車場37台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査の回答書が添付されております。

14番は、親子間で使用賃借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和4年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、昭和51年4月16日に既に開発許可済みのため、開発許可は不要です。

15番は、土木業を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画、既存の資材置場に隣接した申請地に金属資材や機械等の資材置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、13番から15番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

16番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積279㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年10月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

17番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積219.28㎡、転用面積141㎡に個人住宅木造2階建て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。ただ、以前より申請地の一部を宅地として使用されており、許可を得ないで使用してきたことに対し、深く反省する旨の始末書が提出されております。工事期間は令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

18番、19番は関連で、不動産業等を営む法人が所有権移転によ

る建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10 ha 以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,804 m<sup>2</sup>に建売住宅木造2階建て7棟、公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和4年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

20番は、電気工事業を営む法人が所有権移転による駐車場及び資材置場への転用許可申請です。農地区分は10 ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積284 m<sup>2</sup>に普通車両6台分の従業員用駐車場、電気工事資材の保管場所として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和4年1月18日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準は満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、16番から20番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

　　続きますので、21番。

4番 東哲治委員

　　4番委員、東です。

　　21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、所有権移転による個人住宅及び通路への転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積638㎡に個人住宅木造2階建て1棟（549㎡）及び通路（89㎡）を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、21番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

22番から29番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

22番は、親子間の使用貸借権設定による共同住宅及び貸家への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積720㎡に共同住宅、木造2階建て4世帯分を1棟及び貸家、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

23番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申

請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積459㎡に個人住宅木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅として開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和3年11月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

24番は、農産物の生産、加工、販売等を営む法人が使用貸借権設定による農業機械・資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断され、代替地についても計画されております。土地利用計画は転用面積572㎡に農業機械・資材置場を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されております。工事期間は令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

25番、26番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積337.22㎡のうち転用面積258㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和3年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

27番、28番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積332.10㎡のうち転用面積247㎡に個人住宅鉄筋コンクリート造り2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申

請中とのこと。工事期間は令和3年7月25日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

29番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、転用面積215㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上8件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、22番から29番について地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

30番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は譲受人が所有する敷地に隣接した転用面積19㎡に普通自動車1台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありませ

ん。工事計画は、令和3年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

31番は、建築業を営む申請人が所有権移転により資材置場へ転用するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、かつ、譲受人はその集落に居住されており、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積515㎡に建築作業用の資材、予備資材、派生資材を保管するため、業務用建築資材置場として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は既に資材置場として使用されており、無許可で使用していたことに対し、深く反省する旨の始末書の添付がなされております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま30番、31番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、32番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

32番から35番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番と33番は関連で、32番は親子間での使用貸借権による個人住宅への転用申請で、33番は個人住宅の一部としての所有権移転の申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接

続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は以前より駐車場として使用しており、無断で使用していたことに対し深く反省している旨の顛末書の提出がっております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

34番は、個人が使用貸借権による個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積368.78㎡に木造2階建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

35番は、不動産の売買等を営む法人が農地を所有権移転し、建て売り住宅及び公衆用道路、公園、排水施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3,928.23㎡に木造2階建て住宅14棟及び公衆用道路、公園及び排水施設を整備される計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事計画は、令和4年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。



議 長 　　ただいま、32番から35番まで地元よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、35番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。  
　　続きますので、36番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員 緒方です。

36番から42番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

36番から40番は関連です。発電事業及びその管理・運営等を営む法人が賃借権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地14筆合わせまして11,194㎡に太陽光発電パネル3,456枚、発電容量1,088.6kWを設置する計画となっており、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画、資金証明、経済産業省の認定通知及び電力系統への連携承諾書等添付書類から、転用の確実性が認められ、また、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は、許可日から令和3年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

41番は、太陽光発電システムの製造及び販売等業を営む法人が所有権移転し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、転用面積436㎡と農地以外の土地493㎡を合わせた総事業面積929㎡に太陽光発電パネル248枚、発電能力83.08kWを設置する計画となっており、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画、資金証明、経済産業省の認定通知及び電力系統への連携承諾書等添付書類から転用の確実性が認められ、また、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は、許可日から令和3年3月31

日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

42番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地493㎡に木造平家建て住宅1棟を建築されるもので、転用面積としては適正な面積と判断いたします。事業計画、資金証明など、添付書類から転用の確実性が認められ、また、排水同意も得られており、周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は許可日から令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、事前審査の回答済みです。

以上7件、先の地区委員会におきましては、現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、36番から42番までについて地元よりのご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、36番から40番までについては転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、43番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

43番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

43番は、所有権移転による個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては原則不許可ですが、転用目的が住宅であり、その位置が集落に接続していることから、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、土地の選定に当たっての代替地検討もなされております。土地利用計画は、申請地

373㎡に木造2階建て住宅1棟を建築されるもので、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、転用行為の確実性が認められるとともに、転用による周辺農地の営農への支障もないものと思われまます。工事期間は、許可日から令和3年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みです。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準及び一般基準について検討した結果、転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、43番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、土地改良法第3条による資格証明書の件、1件でございます。それでは、地元寄りの地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

#### 18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、城南町鰐瀬地内での県営新地ため池地区土地改良事業、ため池整備に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを証明する

ことに決定いたしました。

続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から24ページの16番までの合計16件で、1番から5番までの5件が公社からの売渡し、6番から15番までの10件が公社による買取り、16番が相対による所有権移転です。面積は16件合わせまして、田4万4,939㎡、畑8,063㎡の合計5万3,002㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細22ページの17番から53ページの113番までの合計94件で、契約期間別では、6年未満が59件、10年以上が32件で、面積は94件合わせまして、田21万7,129㎡、畑6万7,332㎡の、合計28万4,463㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、施設野菜、露地野菜、麦、飼料作物、果樹、花卉、大豆です。

次に、再設定分です。明細53ページの111番から58ページの123番までの合計13件で、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が3件で、面積は13件合わせまして、田5万6,892㎡、畑808㎡の、合計5万7,664㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、花卉、果樹、その他です。

続きまして、第5号議案です。

59ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細60ページの1番から67ページの22番までで、契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が10件で、面積は22件合わせまして、田5万3,445㎡、畑1万2,438㎡の、合計6万5,883㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件に

つきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、担い手農家の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第5項各号による、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は、水稻及びナスを作付されている農家で、対象農地26筆については、願出人自らが耕作されていること、また今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上1件、先の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題無いものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 ただいま、1番について地元より報告ございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたしま

す。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、地区委員より協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続願の証明願です。願い出人は対象農地7筆について願い出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しており、証明するに何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

事務局 次に、第5の報告事項です。事務局より議案の説明をお願いします。議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から9番までの合計394件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第6、その他でございますが事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局より1件ご報告をいたします。

資料はお手元にあります両面印刷で、タイトルが熊本市の農地利用最適化推進員（吉松地区での募集要項）1枚裏面につけております。こちらのほうをご覧ください。

こちらについてですが、今年再来月の推進委員の改選に当たりまして先般募集を行いまして、昨年12月の選考委員会において各区域担当の推進委員を選考いただいたところですが、しかしながら、植木町の吉松区域については募集人数2名に対して2名の定員どおりの申込みがありましたが、選考委員会までの間に1名がお亡くなりになりましたので、現在1名欠員の状態になっております。このため、再度こ

の植木町吉松区域を担当する推進委員1名の募集を行うものでございます。この募集要項については既に2月3日付の熊本市のホームページに掲載をしております。要項の内容については、前回市内全域48名の公募を行った際の内容とほぼ同じでございますので、内容についてはかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、この1番の募集人数ですが1人ということで北区植木町吉松区域を担当する推進委員2名のうち1名を募集しますということで、担当区域の詳細についてはこちらのほうに掲載をしております。

2番の任用期間ですが、こちらは農業委員会の委嘱した日、4月15日以降から令和6年の4月14日までの次期推進委員の期間となっております。

続いて、変更になっているところは7番、推薦及び応募に係る手続等ということで、前はコロナの関係で郵送のみということにしておりましたが、今回は持参も可ということで、持参または郵送により提出してくださいということで、掲載をしております。

裏面にいきまして、(4)番の受付期間ですが、これはもう既に始めております2月3日の水曜日から3月1日月曜日までということで、約1か月間を取っております。

8番の選任方法ですが、こちらも前回と同じく選考委員会において候補者の選考を行っていただいて、農業委員会のほうに報告する形を取ります。今のところ、選考委員会については3月8日の役員会前を予定しております。また、委員の皆様にはご連絡をさせていただこうと思っております。

続いて、9番の情報の公表ですが、これも前回同様募集期間の中間と終了後に熊本市のホームページで申し込まれた方の以下の内容を公表する予定にしております。

以上が事務局からの報告になります。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

一　同 　　ありません。

議長 　　では、なければ、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規

定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時07分



会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年2月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 赤木 英雄

署名委員 福原 幸一

書 記 安永 賢司